

京都市介護保険利用者負担額減免実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、利用者負担額の減免(介護保険法(以下「法」という。)第50条又は第60条の規定を適用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(災害等の事情に該当したときの減免の取扱い)

第2条 介護保険法施行規則(以下「規則」という。)第83条第1項第1号又は第97条第1項第1号に規定する事情(以下「災害等」という。)に該当するときの減免は、住宅、家財又はその他の財産に損害を受けたときに、その損害区分に応じ、次表のとおり免除(給付率 100/100)する。

損害区分	7割以上	4割以上	2割以上
免除期間	1年	9箇月	6箇月

(収入が減少したときの減免の取扱い)

第3条 規則第83条第1項第2号から第4号まで又は第97条第1項第2号から第4号までのいずれかの事情(以下「収入の減少」という。)に該当したときの減免は、次の各号に規定する要件に該当するとき、6箇月を限度として、第2項又は第3項に規定するとおり取り扱う。

(1) 収入の著しい減少の認定

要介護被保険者又は要支援被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)の属する世帯の生計を主として維持する者の直近3箇月の収入等から推計した所得額の年間見込み額が、前年の所得額の2分の1以下に減少することが見込まれるとき。

(2) 利用者負担額の支払いの困難の認定

要介護被保険者等の属する世帯の直近3箇月の実収月額平均が、厚生労働省告示に定める生活保護基準額(介護扶助費を除く。以下同じ)の130%以下であること。

2 免除(給付率 100/100) 次の試算に該当するとき。

実収月額 ≤ 生活保護基準額 × 120%

3 減額 第1項第1号に規定する試算に該当するとき、第1項第2号に規定する算式により得られた利用者負担額減額必要率に応じ、次表に規定するとおり取り扱う。

減額必要率	0 を超え 0.333 以下	0.333 を超え 0.666 以下	0.666 を超え 1.000 以下
減額率	2割	4割	6割

(1) 実収月額 ≤ 生活保護基準額 × 130%

(2) 実収月額 - 生活保護基準額 × 120% = 利用者負担額充当可能額

利用者負担額所要月額 - 利用者負担額充当可能額 = 利用者負担額不足額

利用者負担額不足額 ÷ 利用者負担額所要月額 = 利用者負担額減額必要率(小数点第4位切上げ)

(申請)

第4条 減免を受けようとする要介護被保険者等は、次の各号に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 京都市介護保険規則に規定する介護保険利用者負担額減免認定申請書
- (2) 災害等に該当するとき 災証明書
- (3) 収入の減少に該当するとき 収入等を証明する書類(別記様式)
- (4) その他市長が必要を認める書類

(開始)

第5条 減免は、その審査を行うために必要となる第4条に掲げる書類を市長が受理した日の属する月の翌月分の利用者負担額から行う。ただし、やむをえない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。

(不正利得の返還)

第6条 偽りその他不正の手段によって、又は減免の適用者でなくなった後に減免する措置を受けた者があるときは、市長は、その者からその措置を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(取消し)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為が認められたときは、減免の取消しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、第3条中「生活保護基準額」とあるのは、「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(生活保護基準額)

2 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、第3条中「生活保護基準額」は、平成26年4月1日現在に運用されている生活保護法

による保護の基準とする。ただし、同法第11条第1項に掲げる扶助については、当該基準に28分の30を乗じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(生活保護基準額)

2 平成27年4月1日以降における第3条の規定の適用については、第3条中「生活保護基準額」は、申請日現在に運用されている生活保護法による保護の基準とする。ただし、同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助については、当該基準に10分の11を乗じた額とする。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(生活保護基準額)

2 平成30年10月1日以降における第3条の規定の適用については、第3条中「生活保護基準額」は、平成30年9月30日現在に運用されている生活保護法による保護の基準とする。ただし、同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助については、当該基準に10分の11を乗じた額とする。

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(生活保護基準額)

2 令和元年10月1日以降における第3条の規定の適用については、第3条中「生活保護基準額」は、申請日現在に運用されている生活保護法による保護の基準とする。ただし、同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助については、当該基準に870分の990を乗じた額とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。